

コメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方

通番	指針等	該当項番	コメントの概要	金融庁の考え方
1	共通	全般	「顧客に関する情報」については、金融庁のガイドラインが存在しますが、「クレジットカード情報等」及び「法人関係情報」の取り扱いに係る、直接の金融庁のガイドラインは、存在しません。 今回の監督指針の改正案では、それぞれ、「厳格な管理」を求めるとしておりますが、それぞれの金融機関では、それぞれの基準で「厳格な管理」を実施しているはずで、その上で、情報漏えいや不正取引事件が起こっていることを鑑みると、少し、不親切ではないかと思えます。 所管省庁(経産省)が異なるなどのお考えがあるのかもしれませんが、内部監査を義務付けて頂く以上、監査基準となるものを例示して頂ければ、不要な混乱を招くことを防げると思えます。 例えば、「PCIDSS」や、「不正競争防止法」・「営業秘密管理指針」等が考えられます。	内部監査基準については、各社において、ご指摘の基準等も参考にしつつ、それぞれの業務の特性や実態に応じて策定することが望ましいと考えます。
2	共通	全般	「クレジットカード情報等」は、「顧客に関する情報」の一部であるとの認識ですが、あえて、独立させる意図があるのであれば、明らかにして頂ければと思えます。	クレジットカード情報等については、情報が漏えいした場合、不正使用によるなりすまし購入など二次被害が発生する可能性が高いことから、厳格な管理が求められると考えます。
3	主要行	Ⅲ-3-3-3-2 (3)	金融商品取引業等に関する内閣府令に定める法人関係情報は『上場会社等の運営、業務又は財産に関する公表されていない重要な情報であって顧客の投資判断に影響を及ぼすと認められるもの並びに公開買付け、これに準ずる株券等の買集め及び公開買付けの実施又は中止の決定に係る公表されていない情報』と定義されており、金融商品取引法第166条に定める上場会社等に係る業務等に係る重要事実と比べ、具体的な内容や投資判断への影響に関して、その範囲は解釈の余地が広く、曖昧なものとなっています。顧客情報を広く入手する銀行においては、その情報の中から「顧客の投資判断に影響を及ぼすと認められるもの」を特定するのが非常に難しいため、情報の内容や投資判断への影響度についての判断基準となる事項を具体的に示していただきたい。	法人関係情報に該当するかどうかは、個別事例ごとに実態に即して判断されるべきであると考えます。
4	主要行	Ⅲ-3-3-4-2	当行では、外部委託先のうち顧客情報の取り扱いを委託している先について一段の厳格な管理を行っているが、今回の改正は、「当行自身の法人関連情報」の取り扱いを委託している先に対して、顧客情報の取り扱いを委託している先と同等の管理・監督を行うことまで求めるものではないという理解でよいか。	ご指摘の趣旨が必ずしも明確ではありませんが、今回の改正は、外部委託先における顧客等に関する情報の管理の強化を図るものです。したがって、自行の法人関連情報のみを委託する先であっても、その中に顧客等に関する情報が含まれている場合には、今回の改正で定めたような管理を図ることが重要であると考えます。
5	主要行	Ⅲ-3-3-3-1	顧客情報管理において、インサイダー取引等の不正な取引の防止が追加されているが、顧客に関する情報及び法人関係情報について、これらを一元的に管理する態勢を整備する必要があるということか。それとも、それぞれの情報についてそれぞれ管理態勢が整備されていけばよいということかご教示いただきたい。	一元的に管理するか否かについては、各金融機関が組織等の実情に応じて判断すべきことだと考えます。いずれにせよ、金融機関として顧客等に関する情報を適切に管理する態勢が確保されていることが重要だと考えます。
6	主要行	Ⅲ-3-3-3-2 (1)①	「内部管理態勢の整備」として、「適切性を確保するための組織体制の確立、社内規程の策定」以外の具体的事項を例示していただきたい。	例えば、内部管理態勢についての事後的な評価と、それに基づく改善措置が考えられます。いずれにせよ、改正した部分にあるとおり、経営陣が顧客等に関する情報管理の適切性を確保する必要性及び重要性を認識した上で、適切性を確保するために内部管理態勢の整備を図り、それを事後的に検証しながら、必要に応じて適切性を確保するよう見直しを行っていくことが重要だと考えます。

コメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方

通番	指針等	該当項番	コメントの概要	金融庁の考え方
7	主要行	Ⅲ-3-3-3-2 (1)③	「顧客等に関する情報を利用した不正行為を防止するための適切な措置」として、「特定職員に集中する権限等の分散や、幅広い権限等を有する職員への管理・けん制の強化を図る」以外の具体的事項を例示いただきたい。	例えば、特定職員に付与された権限等について、定期的、あるいは必要に応じた見直しが考えられます。いずれにせよ、顧客等に関する情報を利用した不正行為を防止するための適切な措置を図ることが重要であると考えます。
8	主要行	Ⅲ-3-3-3-2 (3)①	「適切な内部管理態勢を構築」として、「役職員による有価証券の売買その他の取引等に係る社内規則を整備し、必要に応じて見直しを行う」以外の具体的事項を例示いただきたい。	例えば、不公正な取引の防止を確保するための組織体制の確立が考えられます。いずれにせよ、法人関係情報を利用したインサイダー取引等の不公正な取引の防止のために適切な内部管理態勢を構築することが重要であると考えます。
9	主要行	Ⅲ-3-3-3-2 (3)③	「不公正な取引を防止するための適切な措置」として、「法人関係情報を入力し得る立場にある銀行の役職員が当該法人関係情報に関連する有価証券の売買その他の取引等を行った際には報告を義務付ける」以外の具体的事項を例示いただきたい。	例えば、法人関係情報を入力し得る立場にある役職員については、当該法人関係情報に関連する有価証券の売買その他の取引等を禁止することが考えられます。いずれにせよ、各金融機関において不公正な取引を防止するための適切な措置を講じることが重要だと考えます。
10	中小	Ⅱ-3-2-3-1	クレジットカード情報(カード番号、有効期限等)を含む個人情報を「クレジットカード情報等」と定義しているが、クレジットカード情報を含むがそれに限られない個人情報とも読め、外延が不明な概念となる。顧客に関する情報のうち、特に、クレジットカード業務に関して入手したカード番号、有効期限等および個人情報を厳重に管理するという趣旨ならば、「クレジットカード業務に関して入手したカード番号、有効期限等および個人情報」と定義すべきと考える。	ここで定義している「クレジットカード情報等」とは、個人情報のうち、クレジットカード情報を含む個人情報に限りません。
11	中小	全般	金商法業府令1条4項14号に定義する法人関係情報と定義されているから、銀行においては、登録金融機関業務に従事する部署・職員等に対する規制という認識でよいか。そうすると、日証協規則「協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則」「協会員の従業員における上場会社等の特定有価証券等に係る売買等に関する規則」で規律されているので、重複感がある。ここで定義すべきは、金商法166条・167条に定義する重要事実ではないのか。	法人関係情報の管理は、インサイダー取引等の不公正な取引を防止する観点から実施するものであり、登録金融機関業務に限らず法人関係情報を扱う全ての部署が対象になります。
12	中小	全般	(1)顧客等に関する情報管理態勢、(2)個人情報管理、(3)法人関係情報を利用したインサイダー取引等の不公平な取引の防止、の順に配列されている。 (2)(3)は、(1)の特則と解されるので、(2)(3)でない法人顧客情報についてまで、法定されている個人情報管理並みの水準を求める趣旨でないと理解してよいか。	個人情報を含まない法人顧客情報については、個人情報保護法等の直接の適用はありませんが、顧客に関する情報は金融取引の基礎をなすものであり、適切に管理する必要があります。
13	中小	Ⅱ-3-2-3-2 (3)①	社内規則とあるが、社則や通達により会社としてルールが明定されておれば、必ずしも特定の社則の制定を求めるものではない趣旨と理解してよいか。	ご指摘の趣旨が必ずしも明確ではありませんが、今回の監督指針改正により、必ずしも新たな社内規則等の制定を求めるものではありません。ただし、既存の社内規則等を必要に応じて見直す等、インサイダー取引等の不公正な取引を防止するための態勢が確保されていることが重要だと考えます。

コメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方

通番	指針等	該当項番	コメントの概要	金融庁の考え方
14	中小	Ⅱ-3-2-4-2 (1)③	「委託先における…顧客等に関する情報管理が整備されているか…」とあるが、「顧客等に関する情報」とは、顧客に関する情報と法人関係情報と定義されているから、委託先においていわゆるインサイダー取引防止体制を整備しているかを確認する趣旨となると解される。例えば、委託業務が重要事実に関わる印刷業務であれば、その必要性は首肯できるが、その他の委託業務についてまで委託先のインサイダー取引防止体制を確認するとすれば、過重な義務と考えられる。また、委託先の理解を得られるかも疑問である。したがって、「例えば、委託先に重要事実に関わる印刷業務等をさせている場合など、必要に応じ、」との文言を追加するべきと考える。	顧客等に関する情報を委託する場合は、委託した顧客等に関する情報の性質等に応じて、委託先のインサイダー取引防止体制に限らず、委託先が当該情報を適切に管理するよう監督する必要があります。
15	保険	Ⅱ-3-6-2(1)④ ウ	利用状況の確認について、「権限が付与された本人と実際の利用者との突合を含む」との記載の趣旨は、委託先における「なりすまし」を防止するために適切な確認を求めるものであると解される。当該規定の趣旨については、外部委託先に対して、アクセス権限が付与された本人しか権限を行使していないことを確認すればよいとの理解でよいか。	貴見の通りです。
16	保険	Ⅱ-3-6-2	ここで求められている「態勢の整備」他、各種の「措置」は、金融分野個人情報保護ガイドライン第10条第1項記載のとおり、「個人データが漏えい、滅失又はき損等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の性質及び個人データの取扱状況等に起因するリスクに応じたものとする」と理解してよいか。	顧客等に関する情報については、情報の特性等に応じて、適切な管理が確保される必要があります。
17	保険	Ⅱ-3-6-2(1)⑥	「保険会社向けの総合的な監督指針(本編)」中、Ⅱ-3-6-2(1)⑥に規定する、独立した内部監査部門には、独立した外部の専門家も含まれると解して、差し支えないか。	貴見の通りです。
18	保険	Ⅱ-3-6	保険会社向けの総合的な監督指針における個人情報保護の対象は、保険契約時の顧客に関する情報でしょうか。	保険契約時の顧客に関する情報に限らず、保険会社が取り扱うすべての個人顧客情報が対象です。
19	証券	Ⅲ-2-4	「顧客等に関する情報管理態勢」における「顧客」の定義は、金融商品取引業者の場合、投資一任契約や投資助言契約であれば、その契約の相手方、投資信託であれば受益者という理解でよいでしょうか。例えば、投資一任契約の発注の相手の証券会社や、投資信託の販売を委託する際の「販売会社」、印刷、システム、郵送等を委託した会社等については「顧客」には該当しないという理解でよいでしょうか。	今回の監督指針改正において、「顧客等に関する情報」とは、顧客に関する情報及び法人関係情報とされています。投資一任契約・投資助言契約及び投資信託を想定する場合の「顧客」については、基本的に、貴見の通りと考えられますが、態勢整備に当たっては、その取り扱う金融サービスに関連する取引関係者を幅広く想定して対応することが望ましいと考えます。
20	証券	Ⅲ-2-4-(1)①	顧客等に関する情報を保有する部署が社内規程等に沿ってその情報が適切に管理されているかを定期的にコンプライアンス部宛に報告する体制は、顧客に関する情報管理の適切性を確保するための組織体制(部門間における適切な牽制の確保を含む。)を講じているとみなしてよいか確認したい。	ご指摘のような体制を整備することも1つの方法であると考えられますが、具体的な組織体制の適切性・充分性については、個別事例ごとに実態に即して判断する必要があります。
21	証券	Ⅲ-2-4-(1)②	「特に、当該情報の第三者への伝達については、上記の法令、保護法ガイドライン、実務指針の規程等に従い手続きが行われるよう十分な検討を行った上で取扱基準を定めているか。」とあるが、その記載中の「第三者」については、社外の者という理解でよいか確認したい。	改正案Ⅲ-2-4(1)②の「第三者」とは、社外の者に限らず、顧客等に関する情報を取り扱う役職員以外の者が対象になります。なお、改正案Ⅲ-2-4(1)③・④ハの「第三者」についても、アクセス権限を付与された役職員以外の者等が対象となる一方、④柱書きの「第三者」とは顧客等に関する情報の取扱いの委託先が対象になります。こうした違いを明確化するため、改正案Ⅲ-2-4(1)②の第三者を「他者」に修正し、③・④柱書き・④ハの「第三者」を削除いたします。

コメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方

通番	指針等	該当項番	コメントの概要	金融庁の考え方
22	証券	Ⅲ-2-4-(1)④	金融商品取引業者がある業者に運用報告書の発送の外部委託を行う場合、当該外部委託には顧客に関する情報と個人情報の外部委託という両面の性格を有することになる場合があるが、この場合は個人情報の外部委託という整理をしておいてかまわないでしょうか。それとも、両方の整理が必要でしょうか。	ご指摘の趣旨が必ずしも明確ではありませんが、今回の監督指針改正では、金融商品取引業者に対してその保有する「顧客等に関する情報（個人及び法人顧客に関する情報・法人関係情報）」を適切に管理することを求めるとともに、当該情報を委託する場合はその委託先についても適切に監督することを求めるものです。
23	証券	Ⅲ-2-4-(1)④二	再委託先への監督については、「必要に応じ」とある通りに、再委託先において問題が生じた場合や委託先が再委託先を十分に監督していない場合など、各業者において必要と思われた場合にのみ行うことでよいでしょうか。	ご指摘のような場合に限らず、その他の場合においても、委託先や再委託先の状況によっては、自社による再委託先に対する直接の監督が必要になることがあると考えます。
24	貸金・前払式・資金移動	貸金 Ⅱ-2-2 前払式 Ⅱ-2-3 資金移動 Ⅰ-2-2-3	以下の①②について、情報漏えいの報告義務はかかるのか。 ①貸金業者以外のクレジットカード加盟店で保有している情報が漏えいした場合。 ②貸金サービスが付帯されていないクレジットカードに関する情報の場合。 以下の③④について、個人情報に該当するのか。 ③クレジットカード番号が一部非表示された番号や退会済み等の番号である場合。 ④スクランブル番号のみ単体の場合。	①②について、クレジットカード加盟店が貸金業者にとって「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」(以下、個人情報保護ガイドライン)上の委託先でない場合は、貸金業者による報告義務等はかかりません。 クレジットカード加盟店が貸金業者にとって個人情報保護ガイドライン上の委託先にあたる場合で、漏えいに係る情報が金融分野に関する個人データもしくは個人情報にあたるときには、当局へ報告する必要があります。他方、漏えいに係る情報が、例えば貸金サービスが付帯されていないクレジットカードに関する情報のみの場合など、金融分野以外の事業に関する個人データもしくは個人情報であるときには、当局に報告するか否かについては、各金融機関において金融分野における事業(貸金業等)への影響がどの程度であるのか等を踏まえた上で、その必要性をご判断していただくこととなります。 ③④について、当該情報を保有する事業者において通常の業務における一般的な方法で、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができる場合、「個人情報」となります。退会済みの番号であってもこの考え方は適用されます。 なお、上記①から④の考え方は前払式支払手段発行者関係、資金移動業者関係においても同様となります。また、個人情報の漏えい事案の報告等については、「金融機関における個人情報保護に関するQ&A」(以下「個人情報Q&A」)のV-6についても合わせてご参照ください。
25	貸金	Ⅱ-2-2	「顧客等に関する情報」に「クレジットカード情報等」は含まれると理解してよいか。含まれるとした場合、クレジットカード情報等の漏えいが発生した場合に、資金需要者への説明や当局への報告を求めることになるのか。	ここで定義している「クレジットカード情報等」とは、クレジットカード情報を含む個人情報に限るため、「顧客等に関する情報」に含まれます。従って金融分野における個人情報取扱事業者において「クレジットカード情報等」が漏えいした場合は当局への報告等について少なくとも努力義務が課せられます(金融分野における個人情報保護に関するガイドライン第22条)。

コメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方

通番	指針等	該当項番	コメントの概要	金融庁の考え方
26	貸金	Ⅱ-2-2	クレジットカード情報の管理に関する規定については、業務上の混乱が生じないように、他の法令等との整合性を図るとともに、本監督指針が対象としているクレジットカード情報の範囲や事業者が求められる管理態勢や漏えい発生時の具体的な対応手順を明確にしてもらいたい。	本監督指針においては、貸金業者がクレジットカード情報等を管理する上で必要な措置についての監督上の着眼点を規定しているものであり、他の法令等における措置については、当該法令等を遵守していただく必要があります。 クレジットカード情報等の定義については、上記25に対する回答をご参照ください。 また、事業者が求められる管理態勢や漏えい発生時の具体的な対応等については、(1)②ハ、dで求める措置内容等について、事業者自身が具体的な管理手法等について適切な内容を定めることが求められます。 個人情報Q&AのV-6、14も併せてご参照ください。
27	貸金	Ⅱ-2-2	クレジットカード番号等の漏えい事故に関する報告において、当該クレジットカード契約にキャッシングローン等の金融商品が付帯していない場合も、発行会社が貸金業者である場合はすべて報告の対象となるのか確認したい。	上記24に対する回答をご参照ください。
28	貸金	Ⅱ-2-2	<p>標題の主旨は漠然と理解できるが、具体的な措置として、「厳格な対応」が、どの程度の管理対応を求めているのか、具体的にご回答をお聞かせ願いたい。</p> <p>例えば、行員、職員が、何らかの業務上の機会で、顧客、または一般生活者のクレジット情報を預かる場合、(例えば、一般生活者が保険商品の保険料収納形態をクレジットカード扱いにしたいと希望があった場合の措置について</p> <p>例1)行員、職員は、手続きの最中に顧客のクレジットカード情報(例えばカード番号等)を一切目にはいけないというレベルなのか。 例2)業務手続きをするで、クレジット情報(例えばカード番号等)を目にすることは、クレジットカード情報の有無を確認するうえで許容できる。(ただしそのクレジットカード情報を行員、職員個人として記憶することは、悪用の防止の観点から本主旨からすると適切でない。そして情報の保有については、クレジットカード情報の漏えい、悪用防止の観点から、限定された、しかるべき人間が厳しく管理すべき。というレベルなのか。 今回の監督指針の主旨にのっとった「厳格な管理」を満たす具体的な対策は何が想定されるかご回答願いたい。</p>	厳格な管理については、個別事例ごとに実態に即し適切に判断されるべきものですが、クレジットカード情報へのアクセス等を一切禁止しているのではなく、業務上必要とする状況に限って使用すること、及び漏えい防止措置等を求めているものです。
29	貸金	Ⅱ-2-2	本指針で規定されるクレジットカードには、貸金業者が発行するキャッシング専用カードは含まれないと解してよいか。	貴見の通りです。ただし、キャッシング専用カードにおいても関連法令等を踏まえた個人情報の保護等を行う必要があります。
30	貸金	Ⅱ-2-2	カードキャッシングについては、クレジットカード情報の漏えいと不正使用は直接関係するものではなく、あえて貸金業の監督指針において規定する意味はないと考える。	カードキャッシングにおいても関連法令等を踏まえた個人情報の保護等を行う必要があります。
31	貸金	Ⅱ-2-2(1)①	「組織体制の確立(部門間における適切なけん制機能の確保を含む)」とは、部門毎に独自にけん制体制を構築することを求めているものではなく、内部管理部門が各部門の業務特性にあわせて管理する体制を構築している状態をもって、充足されていると解してよいか。	部門毎の独自のけん制体制を一律に求めるものではありませんが、当該貸金業者の規模・特性等からみて、顧客等に関する情報を適切に管理するための実効性のある態勢を確保する必要があります。

コメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方

通番	指針等	該当項番	コメントの概要	金融庁の考え方
32	貸金	Ⅱ-2-2(1)②	「更には他社における漏えい事故を踏まえ…」の文言削除。ないしは「更に、想定される…」に変更いただきたい。	他社における漏えい事故を踏まえることで、類似事例の再発防止を講じられるところから、原案のとおりといたします。
33	貸金	Ⅱ-2-2(2)②	Ⅱ-2-2顧客等に関する情報管理態勢(2)②ロ.b.「他社における漏えい事故」について「他社における漏えい事故」は報道で知り得る範囲の事故について検討すればよいのか。	貴見の通りです。
34	貸金	Ⅱ-2-3	外部委託先の管理について、平成21年11月20日「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」の改正(案)に対するパブリックコメントにおける金融庁の考え方NO. 42、43の回答]において、「個人データを含む書類を郵便事業会社及び大手宅配業者に郵送を依頼した場合には、個人データの取扱を委託したことになる。」と回答されているが、委託契約の締結までを求めるものではないことを明記して欲しい。	委託とは、個人情報の保護に関する法律第22条において委任契約、請負契約といった契約の形態・種類を問わず、個人情報取扱事業者が他の者に個人データの取扱いの全部又は一部を行うよう依頼する契約の一切を含むものと解されており、従って、本監督指針でも委託に際し「委託契約」の締結を必ずしも求めているものではありません。
35	貸金	Ⅱ-2-3	「外部委託における業務の実施状況を定期的又は必要に応じてモニタリングする等」について、モニタリングの頻度は、委託先会社や委託業務の内容に応じて委託先ごとに個別に判断するものと解してよいか。	貴見の通りです。
36	貸金	Ⅱ-2-3(1)⑩	「必要に応じ、再委託先等の事業者に対して貸金業者自身による直接の監督を行っているか。」について、直接委託関係のない貸金業者が、本指針を基づいて突然監督を行うことは困難であることから、新たな委託契約を締結する際、又は契約の更新手続きを行う際に、再委託先の直接の監督について定めることで足りると解してよいか。	再委託先等の事業者については、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第12条において二段階以上の委託が行われた場合には、委託先の事業者が再委託先等の事業者に対して十分な監督を行っているかについて監督を行わなければならない旨規定しているところです。また、昨今、金融機関の保有する顧客等に関する情報の漏えいが相次いだことを踏まえ、今回の監督指針改正では、貸金業者による再委託先等の事業者の監督に係る着眼点も追加しました。従って、各貸金業者は、まず外部委託先による再委託先等の事業者に対する監督体制を確認していただくことが必要となります。その上で、委託先の事業者が再委託先等の事業者に対して十分な監督を行っていないと判断された場合には、必要に応じ、再委託先等の事業者に対して貸金業者自身による直接の監督を行う必要があります。